

非自発的失業者の方へ

国民健康保険税が軽減されます

非自発的失業者(倒産・解雇・雇い止めなどによる失業)の方は、国民健康保険税の軽減が受けられます。

対象は、ハローワークで交付される雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、「11・12・21・22・31・32(特定受給資格者)」「23・33・34(特定理由離職者)」に該当する方で、軽減期間は、離職の翌日から翌年度末までです。なお高齢受給資格者および特別受給資格者の方は対象となりません。

国民健康保険税は、前年の所得を基に算定しますが、対象者の「給与所得」を3割に減額して算定することにより、失業された方の負担を軽減します。

軽減を受けるためには、届け出が必要となりますので、

雇用保険受給資格者証をご確認の上、ご相談ください。

岡町民生活課

☎72-6933

情報通信の安心安全な利用のための標語募集

情報通信における安心安全推進協議会では、初心者を含む情報通信利用者が情報通信を安全・安心に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティに関する意識や知識の重要性に気づき、考えるきっかけとすることを目的に、標語を公募し、受賞作を用いた啓発活動を行います。

■応募期間

2月28日(金)まで(必着)

※詳しくはホームページをご覧ください。

情報通信における安心安全推進協議会

☎03-5403-1090

<http://fmmc.or.jp/hyougo/>

国民年金コーナー

短期在留外国人の脱退一時金

日本国籍を有しない方が、国民年金または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

■支給要件

- ・日本国籍を有しない方
- ・老齢基礎年金などの受給資格期間を満たしていない方
- ・日本に住所を有しない方
- ・第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)の期間が6月以上ある方
- ・国民年金被保険者でない方
- ※国民年金の被保険者の方や日本に住所を有している方、年金を受給したことがある方などは、脱退一時金を請求することができません。

■必要書類

- ・パスポート(旅券)の写し

- ・銀行名、支店名、口座番号および請求者本人の口座名義であることを確認できる書類(預金通帳のコピーや銀行が発行した証明書など)
- ・年金手帳

※脱退一時金を受け取った場合、その該当する期間は年金の加入期間でなかったこととなりますのでご注意ください。

■提出先

脱退一時金を請求されるときは、日本から出国後2年以内に脱退一時金請求書を、日本年金機構本部へ郵送または電子申請で提出する必要があります。

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生活課

☎72-6933